

2014年
4月から

短期給付等の一部が変わります!

今回の医療保険制度の一部改正は、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境づくりに資するという次世代育成支援の観点から、子育て世代の負担を軽減する改正や、世代間の公平を図る観点や負担能力に応じて見直しを行う改正などが盛り込まれています。

これに伴い、共済制度の短期給付なども改正が行われます。

主な改正内容

2014年4月から

- 産前・産後休業期間中の掛金が免除されます
- 育児休業期間中の育児休業手当金の給付率が引き上げられます
- 70歳以上の方の医療費窓口負担が変更になります

その他の改正予定

- 高額療養費の自己負担限度額の見直し(2015年1月予定)



2014年4月からの医療費の自己負担

対象者		現 行	2014年4月～
70歳以上	70歳から74歳	1割	1944(昭和19)年4月1日までに生まれた方 (既に70歳になっている方) 1割
			1944(昭和19)年4月2日以降に生まれた方 (新たに70歳になる方) 2割
	一定以上所得者	3割	3割
70歳未満		3割	3割
	義務教育就学前	2割	2割

2014年4月から

産前・産後
休業を取得
する方へ

産前・産後休業期間中の 掛金が免除されます

育児休業期間中の組合員は、本人の申出により掛金が免除されています。

今回の改正では、組合員の出産や育児に伴う所得の負担軽減のために、産前・産後休業を取得した期間についても申出によって、掛金が免除されることになりました。

※産前・産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前・産後休暇を取得した期間です。

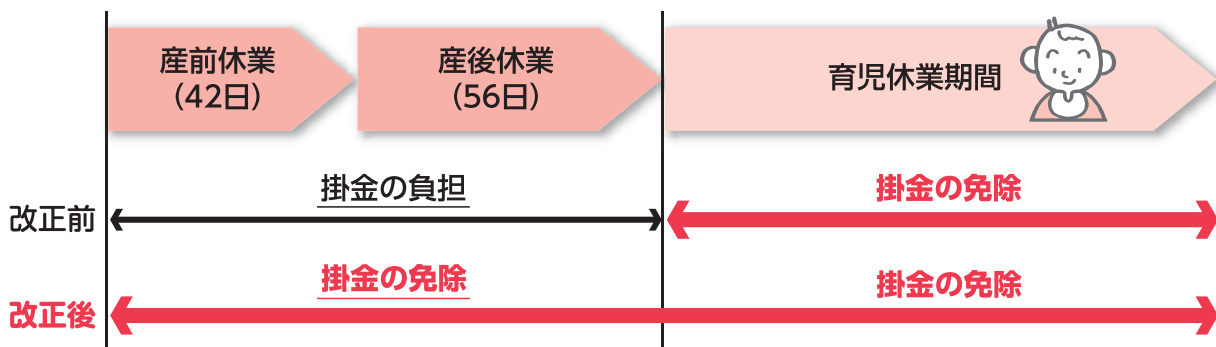
対象者 2014年4月30日以降に、産前・産後休業が終了となる組合員

期間 産前・産後休業を開始した日の属する月からその産前・産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間

例 産前・産後休業期間が4/2～6/30の場合 → 4月～6月の3か月分の掛金が免除
産前・産後休業期間が4/2～6/29の場合 → 4月～5月の2か月分の掛金が免除

※掛金免除が適用されるのは、2014年4月1日以降の産前・産後休業となりますので、それ以前から休業している方は、4月1日から産前・産後休業を開始したとみなされます。

改正のイメージ



Q 掛金免除の申出はどのようにすればよいのですか？

A 産前・産後休業をする際に、所定の様式に必要事項を記入して共済組合に提出してください。

Q 掛金が免除されると将来受け取る年金額も減るのですか？

A 産前・産後休業及び育児休業期間中の掛金の免除により年金額が減額されることはありません。

Q 産前・産後休業期間中に給与が支払われる場合であっても掛金は免除されるのですか？

A 産前・産後休業期間中の掛金については、給与が支払われる場合であっても免除されます。

詳細については、
所属の共済組合に
お問い合わせください。



2014年4月から

育児休業を
取得する方へ

育児休業期間中の育児休業手当金の 給付率が引き上げられます

組合員が育児休業を取得して勤務を休むときに、その子が原則として1歳に達する日までの期間について、育児休業中の所得を補うために、休業1日につき、給料日額(給料の22分の1の額)の50%の「育児休業手当金」が支給されています。

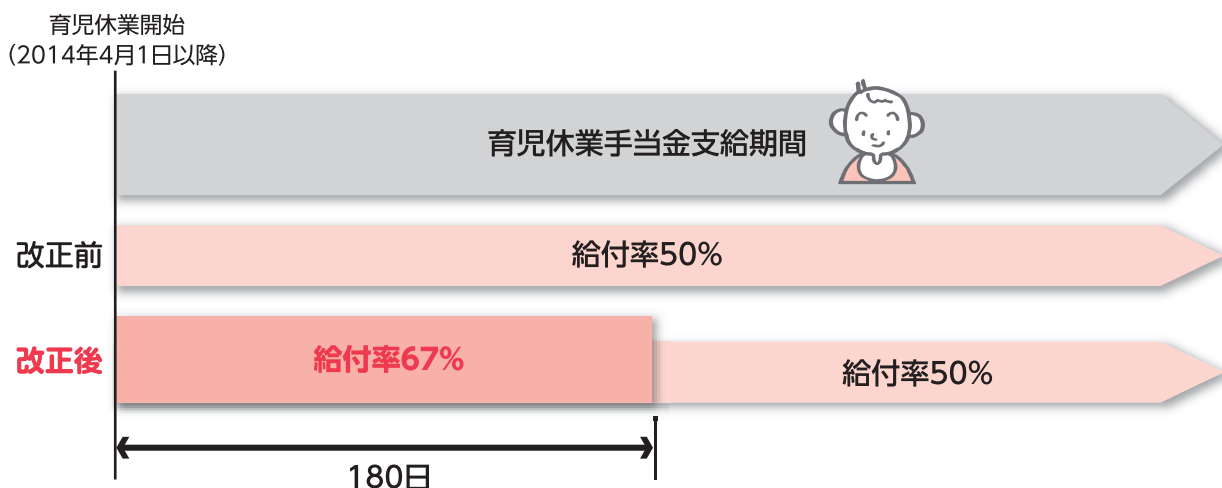
今回の改正では、育児休業の更なる取得促進や職業生活の円滑な継続を支援するために、育児休業開始時から180日に達するまでの期間、その給付率が67%に引き上げられることになりました。

対象者 2014年4月1日以降に、育児休業を開始する組合員

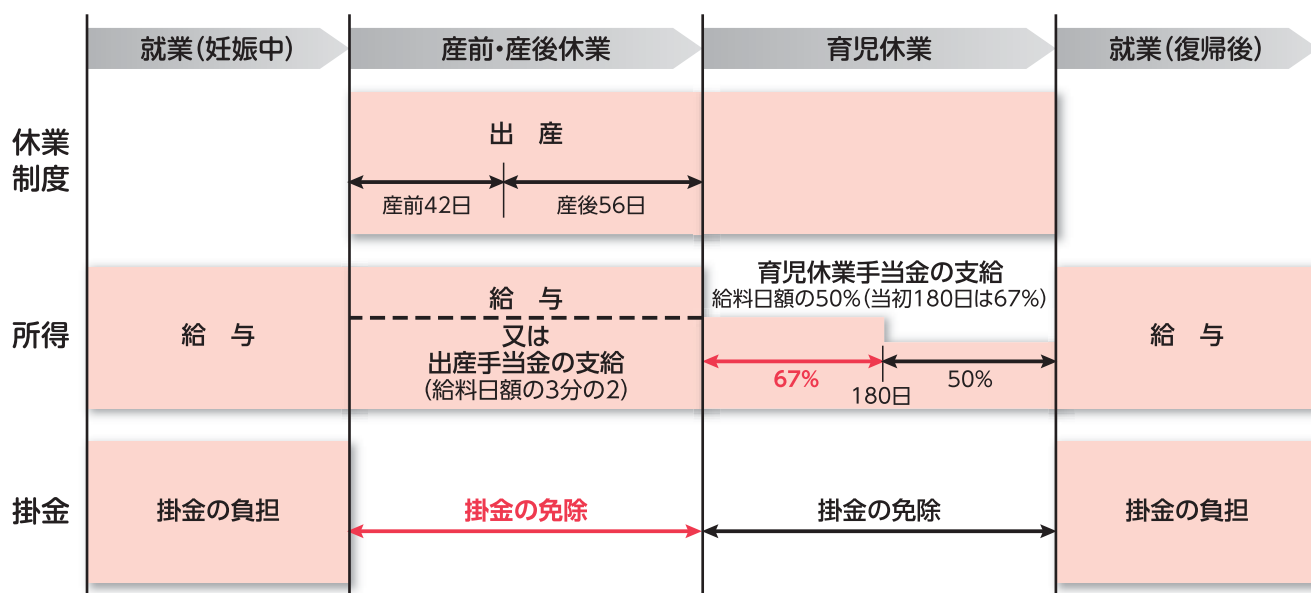
給付額 休業開始時から180日に達するまでは、給料日額の67%に相当する額
それ以降は給料日額の50%に相当する額

※2014年3月31日以前から引き続き育児休業を取得している組合員については、2014年4月1日以降の育児休業期間の給付率は50%となります。

改正のイメージ



2014年4月からの産休中・育休中の方の給付、掛金等のイメージ



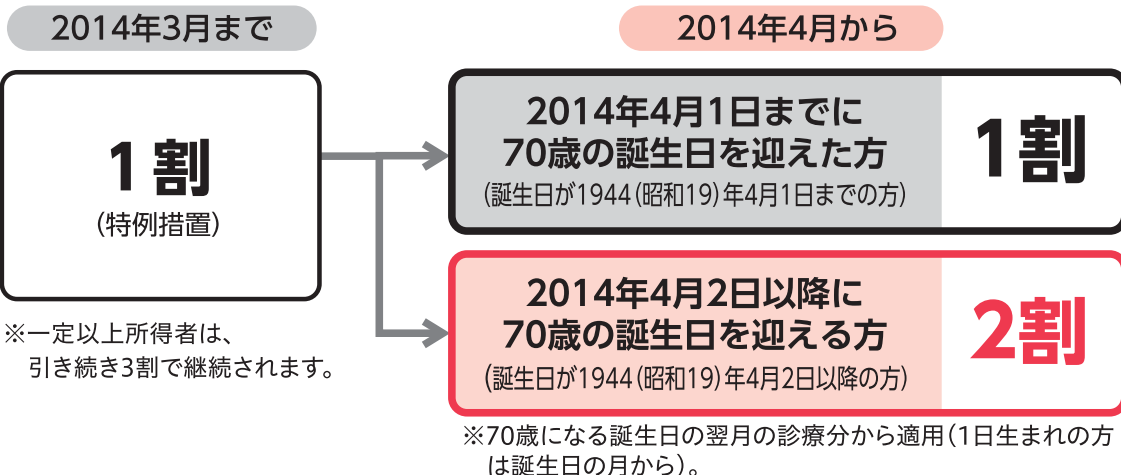
70歳を迎える方へ

医療費窓口負担が変更になります

70歳から74歳の組合員及び被扶養者の医療費窓口負担については法律上は2割負担となっておりますが、2014年3月末までは特例措置により1割に軽減されています。

今回の改正では、世代間の公平を図る観点から2014年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から2割負担への引き上げを段階的に進めるものです。

●70歳から74歳の方の医療費窓口負担



その他の改正予定

70歳未満の方へ

【2015年1月から】高額療養費制度の自己負担限度額が見直される予定です

高額療養費制度は所得区分に応じて自己負担の上限が定められていますが、今後、負担能力に応じた負担となるよう低所得者に配慮しつつ、限度額をよりきめ細やかに設定することが予定されています。

●70歳未満の方の自己負担限度額

改正前		改正後 (2015年1月から)	
	月単位の上限額		月単位の上限額
上位所得者 (給料月額 42.4万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% <4月目~:83,400円>	年収 約1,160万円~	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4月目~:140,100円>
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4月目~:44,400円>	年収 約770~約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4月目~:93,000円>
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目~:24,600円>	年収 ~約370万円	57,600円 <4月目~:44,400円>
		低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目~:24,600円>

※<4月目~>は多数回該当の額。
※70歳以上の方の自己負担限度額については、据え置き。

※上記の年収額は目安であり、今後、月額ベースの基準が定められる予定です。

※当冊子の内容は、2014年2月時点のものです。
今後、政令等の公布により内容が一部変更になる場合があります。